

瑞浪市告示 第122号

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）第20条第1項、第20条第3項において準用する第20条第1項、第20条第4項において準用する第20条第1項、第20条第5項、第20条の3第1項及び第5項、第20条の3第3項において準用する第20条の3第1項及び第7項において準用する第20条の3第5項、第20条の3第4項において準用する第20条の3第1項及び第8項において準用する第20条の3第5項及び第20条の5第1項の規定に基づき、令和8年度の国民健康保険料を減額する額を次のとおり定めたので、第20条第2項において準用する第15条第3項、第20条第3項において準用する第20条第2項において準用する第15条の6の6第3項、第20条第4項において準用する第20条第2項において準用する第15条の11第3項、第20条第6項において準用する第15条の16第3項、第20条の3第2項及び第6項において準用する第15条第3項、第20条の3第3項において準用する第20条の3第2項及び第7項において準用する20条の3第6項において準用する第15条の6の6第3項、第20条の3第4項において準用する第20条の3第2項及び第8項において準用する第20条の3第6項において準用する第15条の16第3項及び第20条の5第2項において準用する第15条の16第3項の規定により告示する。

令和8年6月25日

瑞浪市長 水野光二

1 基礎賦課額の減額

(1) 第20条第1項第1号アに掲げる額	22,680円
(2) 第20条第1項第1号イに掲げる額	
①第15条第1項第4号アに規定する世帯に係る額	15,120円
②第15条第1項第4号イに規定する世帯に係る額	7,560円
③第15条第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	11,340円
(3) 第20条第1項第2号アに掲げる額	16,200円
(4) 第20条第1項第2号イに掲げる額	
①第15条第1項第4号アに規定する世帯に係る額	10,800円
②第15条第1項第4号イに規定する世帯に係る額	5,400円
③第15条第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	8,100円
(5) 第20条第1項第3号アに掲げる額	6,480円
(6) 第20条第1項第3号イに掲げる額	
①第15条第1項第4号アに規定する世帯に係る額	4,320円
②第15条第1項第4号イに規定する世帯に係る額	2,160円
③第15条第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	3,240円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額

- (1) 第20条第3項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額

- 8, 330円
- (2) 第20条第3項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額
- ①第15条の6の6第1項第4号アに規定する世帯に係る額
- 5, 530円
- ②第15条の6の6第1項第4号イに規定する世帯に係る額
- 2, 770円
- ③第15条の6の6第1項第4号ウに規定する世帯に係る額
- 4, 160円
- (3) 第20条第3項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額
- 5, 950円
- (4) 第20条第3項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額
- ①第15条の6の6第1項第4号アに規定する世帯に係る額
- 3, 950円
- ②第15条の6の6第1項第4号イに規定する世帯に係る額
- 1, 980円
- ③第15条の6の6第1項第4号ウに規定する世帯に係る額
- 2, 970円
- (5) 第20条第3項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額
- 2, 380円
- (6) 第20条第3項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額
- ①第15条の6の6第1項第4号アに規定する世帯に係る額
- 1, 580円
- ②第15条の6の6第1項第4号イに規定する世帯に係る額
- 790円
- ③第15条の6の6第1項第4号ウに規定する世帯に係る額
- 1, 190円
- 3 介護納付金賦課額の減額
- (1) 第20条第4項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額
- 8, 540円
- (2) 第20条第4項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額
- 4, 060円
- (3) 第20条第4項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額
- 6, 100円
- (4) 第20条第4項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額
- 2, 900円
- (5) 第20条第4項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額
- 2, 440円
- (6) 第20条第4項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額
- 1, 160円
- 4 子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

(1) 第20条第5項第1号アに掲げる額	840円
(2) 第20条第5項第1号イに掲げる額	70円
(3) 第20条第5項第1号ウに掲げる額	
①第15条の16第1項第4号アに規定する世帯に係る額	560円
②第15条の16第1項第4号イに規定する世帯に係る額	280円
③第15条の16第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	420円
(4) 第20条第5項第2号アに掲げる額	600円
(5) 第20条第5項第2号イに掲げる額	50円
(6) 第20条第5項第2号ウに掲げる額	
①第15条の16第1項第4号アに規定する世帯に係る額	400円
②第15条の16第1項第4号イに規定する世帯に係る額	200円
③第15条の16第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	300円
(7) 第20条第5項第3号アに掲げる額	240円
(8) 第20条第5項第3号イに掲げる額	20円
(9) 第20条第5項第3号ウに掲げる額	
①第15条の16第1項第4号アに規定する世帯に係る額	160円
②第15条の16第1項第4号イに規定する世帯に係る額	80円
③第15条の16第1項第4号ウに規定する世帯に係る額	120円

5 未就学児に係る均等割保険料の減額

(1) 基礎賦課額の減額

①第20条の3第1項に規定する乗じて得た額	16,200円
②第20条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額	4,860円
③第20条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額	8,100円
④第20条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額	12,960円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の減額

①第20条の3第3項において準用する同条第1項に規定する乗じて得た額	5,950円
②第20条第3項において準用する同条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第7項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額	1,790円
③第20条第3項において準用する同条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第7項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額	2,980円
④第20条第3項において準用する同条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第7項において準用する同条第5項第2号に掲げる乗じて得た額	4,760円

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

- ①第20条の3第4項において準用する同条第1項に規定する乗じて得た額 600円
- ②第20条第5項第1号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額 180円
- ③第20条第5項第2号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額 300円
- ④第20条第5項第3号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額 480円

6 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額

- (1) 第15条の16第1項第2号に掲げる額 1,200円
- (2) 第15条の16第1項第2号に掲げる額から第20条第5項第1号アに掲げる乗じて得た額を控除して得た額 360円
- (3) 第15条の16第1項第2号に掲げる額から第20条第5項第2号アに掲げる乗じて得た額を控除して得た額 600円
- (4) 第15条の16第1項第2号に掲げる額から第20条第5項第3号アに掲げる乗じて得た額を控除して得た額 960円
- (5) 第15条の16第1項第2号に掲げる額から第20条の3第4項において準用する同条第1項に規定する乗じて得た額を控除して得た額 600円
- (6) 第15条の16第1項第2号に掲げる額から第20条第5項第1号アに掲げる乗じて得た額及び同号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額を控除して得た額 180円
- (7) 第15条の16第1項第2号に掲げる額から第20条第5項第2号アに掲げる乗じて得た額及び同号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額を控除して得た額 300円
- (8) 第15条の16第1項第2号に掲げる額から第20条第5項第3号アに掲げる乗じて得た額及び同号に掲げる納付義務者に係る第20条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額を控除して得た額 480円